四	前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、当該電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、同種の役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるようにするための措置の適用に通常要する費用として総務大臣が別に告示する額	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

（準備行為）

2　仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）別表備考第三号に規定する仮想移動電気通信サービスをいう。）である携帯電話端末サービス（同備考第一号に規定する携帯電話端末サービスをいう。）の役務について、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二条の二の七第一項第五号の認定を受けようとする電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定により、当該認定の申請をすることができる。

3　総務大臣は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、施行規則第二十二条の二の七第一項第五号の規定により、認定をすることができる。

4　前項の認定に係る変更の届出及び当該認定の取消しについては、施行規則二十二条の二の七第三項及び第四項の規定による。

5　附則第二項から前項までの規定による申請、認定及び届出は、施行規則第二十二条の二の七第一項第五号又は同条第三項若しくは第四項の規定によりされたものとみなす。